

意思能力 宅建 H19-01-4 <<#512>>

【問】正誤をつけよ。

A所有の甲土地についてAB間で売買契約を締結した。AB間の売買契約が、Aが泥酔して意思無能力である間になされたものである場合、Aは、酔いから覚めて売買契約を追認するまではいつでも売買契約を取り消すことができ、追認を拒絶すれば、その時点から売買契約は無効となる。

【答え】誤り

<<ポイント>> 意思能力

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。（民法3条の2）

⇒ 意思能力とは、自己の行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力をいう。およそ7～10歳程度の者の精神能力があれば意思能力が認められると解される。

※ 意思無能力者

Ex. 幼児、泥酔者